

# 令和6年度大江町稲作経営持続化支援事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 町長は、稲作に関する大型機械や設備（以下「農機具等」という。）導入への補助を行うことにより、作業の効率化、低コスト生産の促進及び農地の保全に取り組み、稲作の振興を図ることを目的とし、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助対象者)

第2条 交付対象者は次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、町内の農地で営農を継続している農業者または農業者団体であること。
- (2) 申請年度における主食用水稻の作付面積が個人の場合は5ha以上、団体の場合は構成員の作付面積の合計及び作業受託面積が15ha以上であること。
- (3) 町税を完納していること。

## (補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる農機具等は、次に定めるものとする。

- (1) コンバイン
- (2) 田植え機
- (3) 乾燥機
- (4) 色彩選別機

## (補助対象要件)

第4条 補助金交付の対象となる要件は、次に定めるものとする。

- (1) 5年後の経営面積又は作業受託面積を現状と同等または拡大させること。
- (2) 乾燥機・色彩選別機を導入した場合、翌年産米から5年間の1等米比率が90%以上となること。
- (3) 補助を受けた翌年度から5年間、同補助事業の申請はできない。
- (4) ふるさと納税の返礼品に協力すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費（消費税を除く）の3分の1以内とし、1,000,000円を上限とする。ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 実施主体は、異なる3者以上から見積書を徴し、最も安値を提示した者から購入することとする。ただし、複数の者が取り扱いできない農機具等に関しては、この限りではない。

(条件)

第7条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業によって取得した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（別記様式第3号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(概算払)

第8条 町長は、必要と認めるときは、補助事業者の請求に基づき補助金の概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、事業完了後30日以内、又は当年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）

(3) その他町長が必要と認める書類

(実施状況報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業終了後も実績報告を提出した日の属する年度の翌年度から5年間当該補助事業に関する実施状況報告書(別記様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 前項の実施状況報告において第4条に定める補助要件を満たさなかった場合、事業改善計画書(別記様式第6号)を町長に提出するものとする。

3 実施状況報告書及び事業改善計画書の提出は、毎年5月末までに行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合に交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 実施主体が、法令、本要綱又は本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 実施主体が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 実施主体が、交付金に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 実施主体は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第19条第1項の規定に基づき加算金又は遅延損害金を町に納付すること。

(補助金の返還)

第12条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書(別記様式第6号)による。

(財産処分の制限)

第13条 実施主体は、規則第22条の規定により町長の承認を受けようとするときは、産処分等承認申請書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができるものとする。

3 規則第22条ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める期間とする。

（重複受給の禁止）

第14条 この補助金は、他の要綱等の補助金と重複して受けられないものとする。

（附則）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。